

# 医師国保だより

Ishikokuho Information

◆ 発行元: 宮城県医師国民健康保険組合 電話 022-227-0516 ◆



## 平成29年度保険料のお知らせ (平成29年4月分～)

※ 1人当たり月額

◎介護保険料、後期高齢者支援金のみ変更となります。

	平成29年3月まで		平成29年4月から
第1種組合員医療分 (第1種組合員A)	20,600円	据え置き	20,600円
第2種組合員医療分	8,600円	据え置き	8,600円
家族医療分	5,600円	据え置き	5,600円
介護保険料(40～64歳)	4,100円	<b>500円↑</b>	<b>4,600円</b>
後期高齢者支援金(0～74歳)	3,700円	<b>300円↑</b>	<b>4,000円</b>
資格継続分 (第1種組合員B/75歳以上)	6,000円	据え置き	6,000円

介護保険料と後期高齢者支援金は、国から示される数値により毎年決定し、その全額を組合が国へ納付しております。組合において決定する医療分については今年度も据え置くことになりました。

### 保険証の更新について

現在、皆様がお使いの保険証は、平成29年9月30日に有効期限を迎えます。更新につきましては、8月頃より順次、事業所又はご自宅宛てに新しい保険証をお送りします。

**この更新にかかる手続きはございません。ご登録の事業所やご自宅の住所、加入者情報に変更がある場合は、速やかに組合まで届け出てください。**ご協力お願いいたします。

### 健診のご案内は5月送付予定です。

平成29年度の健診ガイドの受診券は5月末に送付いたします。受診券は大切に保管してください。

### 就職、退職に伴う、異動の届出をお忘れなく!

就職、退職に伴う資格取得届や資格喪失届は事実発生日から14日以内に届け出ましょう!

### マイナンバーの取り扱いについて



平成29年7月から始まるマイナンバーを用いた情報連携に向けて組合も準備を進めており、現在加入中の皆様のマイナンバーは地方公共団体情報システム機構を通じて番号を取得しております。新たに加入される方についてマイナンバー記載の住民票を取得届等に添付していただくことになります。資格取得届等にマイナンバーの記載は必要はございませんが、既に新様式となっておりますので医師国保ホームページ等でご確認ください。

### ジェネリック医薬品差額通知が始まります。



平成29年6月より年3回、下記薬剤を対象に、実際処方されたお薬をジェネリック医薬品に変更した場合の差額をお知らせすることになりました。この差額通知に関する基準は、宮城県が医師会・歯科医師会・薬剤師会から了承をとっている内容となっております。

《対象薬剤》

- ①強心剤、②血圧降下剤、③血管拡張剤、④高脂血症剤、⑤副腎ホルモン剤、⑥鎮痛・鎮痒・収斂・消炎剤、⑦糖尿病用剤

各種申請用紙は医師国保ホームページからダウンロードできます!